

梅ヶ枝中央会計

経営者保証に関するガイドライン

Q 経営者保証に関する改正があると聞きましたがどのようなものですか？

A 日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」から、12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の適用が2月1日から開始されています。

また、金融庁でも平成26年1月31日に「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正を行っています。

【経営者保証に関するガイドライン】

日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」より公表された「経営者保証に関するガイドライン」の適用が平成26年2月1日より開始され、経営者の個人保証について、

- (1) 法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
 - (2) 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
 - (3) 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること
- などを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援します。

第三者保証人についても、上記(2)、(3)については経営者本人と同様の取扱となります。

また、ガイドラインと併せて、「経営者保証に関するガイドライン Q&A」も公表されています。

【金融庁の対応】

ガイドラインの公表に連動して、平成26年1月31日に、「主要行等向けの総合的な監督指針」「金融検査マニュアル」「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」等を改正・改定しています。

併せて、改正・改定時にパブリックコメントに対する金融庁の考え方が公表され、以下の記載がされています(強調は筆者追加)。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
10	(主要行等) III-9-3 (中小・地域金融機関) II-10-3	ガイドラインは、自発的に尊重・遵守されることが期待(法的拘束力はない)されている。一方、監督指針においては、銀行法第24条に基づく報告の徴求や、銀行法第26条に基づく業務改善命令の発出を行うとされている。この両者の関係について、どのように理解したら良いのか確認したい。	金融機関等において、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことは利用者保護、金融の円滑化等の銀行法等の目的に鑑みても極めて重要です。このため、行政当局においても、本ガイドラインの運用に当たっての金融機関の内部管理態勢の実効性等を確保するため、必要に応じ報告を求めると、重大な問題があると認められる場合には、業務改善命令の発出を検討する必要があります。

【事業承継に与える影響】

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成したものでありますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

ガイドライン 6.(2)①ロにて、「主たる債務者が、後継者による個人保証を提供することなしに、対象債権者から新たに資金調達することを希望する場合には、主たる債務者及び後継者は第4項(1)に掲げる経営状況であることが求められる。」として、後述の法人と個人との明確な区分が要求されています。

金融検査マニュアルにおいても「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」Ⅲ. 2.(2)③【与信取引に関する顧客説明】(iv)に以下の文面が追加されました(強調は筆者追加)。

顧客から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを受けた場合に、(中略)。特に、借り手企業の事業承継時においては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して十分な説明を行っているか。さらに、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案しつつ、保証契約の解除についての適切な判断を行っているか。

【法人と個人が明確に分離されている場合】

ガイドライン 4.(1)「主たる債務者及び保証人における対応」にて、「主たる債務者が経営者保証を提供することなしに資金調達することを希望する場合には、まずは、以下のような経営状況であることが求められる。」として、以下の3点を記載しています。

- ① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- ② 財務基盤の強化
- ③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

上記①について、は以下の記載がなされています(強調は筆者追加)。

主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等をいう。以下同じ。)を、社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努める。

また、こうした整備・運用の状況について、外部専門家(公認会計士、税理士等をいう。以下同じ。)による検証を実施し、その結果を、対象債権者に適切に開示することが望ましい。

上記のとおり、以下がポイントとなります。

- 法人の業務、経理、資産所有等に関し、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努める
 - 法人の事業用資産の経営者個人所有の解消
 - 法人から経営者への貸付等による資金の流出の防止
 - 法人の資産・経理と経営者の資産・家計を適切に分離
- 法人と経営者の間の資金のやりとり…社会通念上適切な範囲
- 外部専門家による検証の実施

梅ヶ枝中央会計

経営者保証に関するガイドライン…法人と経営者との関係の明確な区分

Q 経営者保証に関するガイドラインでの「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」の考え方はどのようなものですか？

A ガイドライン Q&A の Q4-1～4-4、及び金融庁公表の参考事例集が参考になります。

【ガイドライン Q&A の考え方】

ガイドライン 4.(1)「① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離」の記載を受け、以下の項目に区分して Q&A に対応しています。(以下、□内…筆者要約)

●法人の業務、経理、資産所有等に関し、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努める

- 法人の事業用資産の経営者個人所有の解消
- 法人から経営者への貸付等による資金の流出の防止
- 法人の資産・経理と経営者の資産・家計を適切に分離

【資産の分離】

・経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を所有している場合

…法人所有とすることが望ましい

・担保提供資産・経営者都合による売却が制限されている資産、自宅兼店舗・自家用車兼営業者等明確な分離が困難

…法人が経営者に適切な賃料を支払うことで分離しているものと考えられる。

【経理・家計の分離】

・事業上必要性のない経営者貸付を行わない。

・個人として消費した費用(飲食代等)について法人の経費処理にしない。

【上記のような対応を確保・継続する手段】

・取締役会の適切な牽制機能の発揮や、会計参与の設置、外部を含めた監査体制の確立等による社内管理体制の整備

・「中小企業の会計に関する基本要領」等に拠った信頼性のある計算書類の作成や対象債権者に対する財務情報の定期的な報告等

【その他】

・対応状況についての公認会計士や税理士等の外部専門家による検証の実施と、対象債権者に対する検証結果の適切な開示がなされることが望ましい。

●法人と経営者との間の資金のやりとり…社会通念上適切な範囲

法人の規模、事業内容、収益力等によって異なってくるため、必要に応じて公認会計士、税理士等の外部専門家による検証結果等を踏まえ、対象債権者が個別に判断

●外部専門家による検証の実施

専門家…公認会計士、税理士(顧問税理士を含む。)等

検証…期待される。

・業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係が明確に区分・分離されているか。

・法人と経営者との間の資金のやりとり(役員報酬・配当、オーナーへの貸付等)を社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制(役員報酬の決定プロセスのルール化、社内監査体制の確

立等)が整備されているか。

【金融庁公表の参考事例集…平成 26 年 6 月 4 日】

金融庁の見解を表したものではありませんが、具体的な対応策として参考となります(以下、□内…筆者要約)。

6	債務超過ではあるが、経営者保証を求めなかった事例 ・事業用資産は関連会社(事業用資産の管理会社)の所有 ・社外取締役及び監査役といった外部からの適切な牽制機能の発揮による社内管理体制が整備 ・2 年後の債務超過の解消も見込まれる	地域銀行
8	今後の事業承継を考慮して経営者保証を求めなかった事例 ・法人と経営者の資産・経理の明確な区分・分離について課題が残っていた ・経営者への立替金勘定については近年減少しており、今後さらに解消に向けて減少を図る旨の意向が示されている	地域銀行
10	経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例 上場申請を解除条件とする解除条件付保証契約	主要行
11	経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例 特約条項に抵触しない限り保証契約が発生しない停止条件付連帯保証契約	地域銀行
17	経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例(1) ①事業用資産は全て法人所有であること ②法人から役員への貸付がないこと ③当社の代表者は内部昇進での登用が中心であり、その親族は取締役に就任しておらず、取締役会には顧問税理士が監査役として参加しているなど、一定の牽制機能の発揮による社内管理態勢の整備が認められること	地域銀行
18	経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例(2) 経営者は、任期が 2 年乃至 4 年程度のいわゆるサラリーマン社長であり、当社への出資や貸付金など金銭のやり取りはなく、会社決定事項も組織的に決議されているなど社内における牽制機能・管理体制が構築されている	地域銀行
19	事業承継に際し、元社長の保証を解除した事例 前経営者の実質的な経営権・支配権、既存債権の保全状況、法人の資産・収益力を勘案	地域銀行